

江別市本庁舎建設基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領に定める本プロポーザルは、江別市本庁舎建設基本設計業務を委託するに当たり、優れた創造性や高度な技術力、豊富な経験等を有する設計者を広く募集し、最も適切な者を当該設計業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2 業務概要

「江別市本庁舎建設基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づく江別市本庁舎とこれに付帯する施設及び外構等に関する基本設計業務並びに地質調査業務

- (1) 委託等名 江別市本庁舎建設基本設計業務委託
- (2) 業務内容 「江別市本庁舎建設基本設計業務委託特記仕様書（案）」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年6月30日まで
- (4) 予算規模 83,547,000円以内（2か年総額見込額。消費税及び地方消費税を含む。）

※提案見積金額は、予算規模を超えてはならない。

3 事務局

江別市総務部庁舎建設推進室（庁舎耐震化担当）

住 所：〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

電 話：011-381-1407

E-mail：chousha@city.ebetsu.lg.jp

4 事業計画の概要

- (1) 施設の名称 江別市本庁舎
- (2) 建設予定地 北海道江別市向ヶ丘26番地の内
- (3) 敷地面積 31,000㎡程度
- (4) 延べ面積 16,000㎡程度
- (5) 用途地域 第二種中高層住居専用地域
※今後、庁舎の建設が可能となるよう用途地域の変更を予定
- (6) 防火地域等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条区域
- (7) 周辺道路 北側：市道 兵村2番通り 幅員18.0m
南側：市道 学園通り 幅員16.0m
東側：市道 向ヶ丘6号道路 幅員16.0m
西側：市道 向ヶ丘2号道路 幅員4.0m
- (8) 駐 車 場 来庁者用駐車場：200台、公用車駐車場：約135台
職員用駐車場：約480台
- (9) 事業費（予定） 全体事業費は、151.3億円以内（建設工事費128億円、外構整備費8.4億円、解体工事費（本庁舎（西棟含む）、別館、第二別館）6.9億円、調査設計費、移転費及び什器備品購入費8億円とし、消

費税及び地方消費税を含む。)

(10) 事業スケジュール (予定)

- 基本設計業務：令和6年11月～令和7年6月
- 実施設計業務：令和7年7月～令和8年3月
- 建設工事：令和8年7月～令和10年6月
- 付帯施設、外構工事：令和10年4月～令和11年9月
- 供用開始：令和10年11月

※ 上記以外の内容については、基本計画に記載する。

<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/uploaded/attachment/69310.pdf>

5 設計者審査の概要

事務局において、本プロポーザルに参加できる者（以下「参加希望者」という。）の参加資格の確認等を行うとともに、外部有識者4名及び市職員5名の計9名で組織される江別市本庁舎建設基本設計業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、第1次審査を通過し、技術提案書を提出する者（以下「技術提案者」という。）の提案を審査し最優秀者及び優秀者を各1名選定する。

(1) 第1次審査

事務局において、参加希望者の参加資格を確認した上で、参加希望者の実績等について審査し、評価点合計の上位5名程度を技術提案者として選定する。

(2) 第2次審査

選定委員会において、技術提案者から提出された技術提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、最優秀者及び優秀者を各1名選定する。

(3) 設計者選考のスケジュール (予定)

内容	日程
実施要領等の公表	令和6年 7月22日 (月)
参加表明書等に関する質問受付期間	令和6年 7月22日 (月) から 令和6年 7月29日 (月) まで
参加表明書等に関する質問回答期日	令和6年 8月 6日 (火)
参加表明書等の提出期限	令和6年 8月21日 (水)
第1次審査結果の通知	令和6年 8月28日 (水) まで
技術提案書等に関する質問受付期間	第1次審査結果の通知があった日から 令和6年 9月 6日 (金) まで
技術提案書等に関する質問回答期日	令和6年 9月13日 (金)
技術提案書等の提出期限	令和6年 9月27日 (金)
第2次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和6年10月 4日 (金)
第2次審査結果の通知	令和6年10月10日 (木) まで
第2次審査結果の公表	令和6年10月11日 (金)
契約予定時期	令和6年11月上旬

6 参加資格要件

(1) 参加希望者の構成等

参加希望者は、北海道内に本店又は支店等（支店等の場合においては、契約権限の委任がされていること。）がある者で、次に掲げる単体企業又は共同企業体（以下「JV」という。）とする。なお、参加希望者がJVの場合は、その代表者が北海道内に本店、支店等（支店等の場合においては、契約権限の委任がされていること。）がある者とする。

(2) 参加資格

ア 単体企業として本プロポーザルに参加する場合、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。

(イ) 令和6年度江別市競争入札等参加資格有資格者名簿において、「建築設計」に参加表明書の提出時点で登録されていること。

(ウ) 公募の日から第2次審査までのいずれの日においても、競争入札参加資格関係事務取扱要綱（平成2年4月1日市長決裁）による指名停止を受けていないこと。

(エ) 江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者等でないこと。また、役員等が同条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(カ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に基づく北海道知事の一級建築士事務所の登録を行っていること。

(キ) 参加しようとする者の間に次の資本関係又は人的関係がないこと。

a 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再

- 生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合
 - c その他公募型プロポーザル方式の適正さが阻害されると認められる場合
 - d a又はbと同視し得る特定関係があると認められる場合
- (ク) 国税、都道府県税及び市区町村税に未納の税額がないこと。
- イ J Vとして本プロポーザルに参加する場合、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (ア) J Vの結成方法は、事業者の自主的な結成によること。
 - (イ) J Vの構成員は、6(2)アの要件を全て満たすこと。
 - (ウ) J Vの構成員の代表者は、業務の中心的役割を担う履行能力を持ち、出資比率は構成員中最大であること。
 - (エ) J Vの構成員数は、2者又は3者とする。
 - (オ) J Vの構成員の出資比率の最小限度は、次による。
 - a 2者の場合30%以上
 - b 3者の場合20%以上

(3) 設計業務に係る要件

単体企業として参加する者又はJ Vの代表構成員として参加する者は、次に掲げる業務(平成26年4月1日から公示日までに完了したものに限る。J Vにより履行した業務の場合は、代表構成員として履行したものに限る。)の履行実績を最低1件以上有していること。(本店又は支店等の実績も含む。)

- ア 規模等：延べ面積が4,000㎡以上(1棟の面積とする。)の地方公共団体の庁舎
- イ 業務等：新築、増築又は改築(いずれの場合も当該部分の面積に限る。)に係る基本設計又は実施設計業務の実績を有すること。

(4) 業務実施上の要件

ア 配置技術者について

管理技術者、建築(総合)主任技術者、建築(構造)主任技術者、電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者を配置するものとし、それぞれ次の(ア)から(ウ)に掲げる要件等を満たすものとする。

管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。

主任技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

(ア) 資格要件

- a 管理技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- b 建築(総合)主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- c 建築(構造)主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- d 電気設備主任技術者は、一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。
- e 機械設備主任技術者は、一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。

(イ) 実績要件

- a 管理技術者及び建築(総合)主任技術者は、管理技術者又は建築(総合)主

任技術者として6（3）の履行実績を最低1件以上有すること。

- b 建築（構造）主任技術者、電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、管理技術者又は配置する各主任技術者として6（3）の履行実績を最低1件以上有すること。

（ウ）その他の要件等

- a 管理技術者及び各主任技術者は、それぞれ1名であること。
- b 管理技術者は、各主任技術者との兼任を認める。
- c 各主任技術者は、他の主任技術者との兼任を認める。
- d 管理技術者又は各主任技術者を兼任する場合は、同じ履行実績をそれぞれの技術者の要件とすることは認めない。ただし、過去に兼任した履行実績がある場合は、それぞれの技術者の要件とすることができる。
- e 管理技術者及び建築（総合）主任技術者は、単体企業又は代表構成員となる企業と直接的かつ参加表明書等の提出時点で3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- f 配置技術者の変更は、原則として認めない。ただし、病休、死亡、事故、退職等、やむを得ない事情により変更が必要な場合は、当初の配置予定技術者等と同等以上の者として本市が認める者を配置すること。
- g 管理技術者及び各主任技術者は、委託者が指定する設計業務の対面による打合せ等に参加できる者であること。
- h 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計者等（以下「協力事務所」という。）が、競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成2年4月1日市長決裁）に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- i 地質調査主任技術者の専任については、契約後に求めるものとする。

（エ）業務範囲

各主任技術者の担当業務範囲は、次の範囲とする。

- a 建築（総合）主任技術者
令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第一号（以下「告示第8号」という。）「設計の種類」における「総合」
- b 建築（構造）主任技術者
告示第8号「設計の種類」における「構造」
- c 電気設備主任技術者
告示第8号「設計の種類」における「設備」のうち「電気設備」に係るもの
- d 機械設備主任技術者
告示第8号「設計の種類」における「設備」のうち「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

イ 協力事務所について

業務に関する専門分野（管理技術者、建築（総合）主任技術者が担う業務を除く。）について、協力事務所を加えることを可能とする。

（5）参加に対する制限

- ア 参加希望者からの応募は、1点に限る。

- イ 参加希望者は、連名による応募はできない。
 - ウ 参加希望者が単体企業である場合、他の参加希望者であるJVの代表構成員を含む構成員となることはできない。
 - エ 参加希望者がJVである場合、その代表構成員を含む構成員は、他の参加希望者であるJVの構成員となることはできない。
 - オ 協力事務所は、他の参加希望者の単体企業及びJVの構成員となることはできない。また、他の参加希望者の協力事務所となることはできない（地質調査業務を除く。）。
 - カ 協力事務所は、「6（2）ア（ア）、（ウ）から（カ）及び（ク）」の要件を全て満たすこと。ただし、（カ）については地質調査業務を除く。
- 注1）上記の参加に対する制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業とみなす。
- 注2）協力事務所の範囲は、「6（4）イ」による。

7 参加表明書等の提出手続等

- (1) 提出書類（各1部）
 - ア 参加表明書（別記様式第1号）
 - イ 共同企業体協定書（別記様式第2号）
 - ウ 協力事務所参加届（別記様式第3号）
 - エ 業務の受注実績概要（別記様式第4号）
 - オ 配置技術者一覧（別記様式第5号）
 - カ 配置技術者の経歴等（別記様式第6-1号～第6-5号）
 - キ ア～カまでの電子データ（CD-R又はDVD-R）
- (2) 提出期限
令和6年8月21日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法
持参または郵送（簡易書留又は書留に限る。）により提出すること。
持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。
なお、参加申込書兼誓約書の提出をもって、本実施要領に定める事項に同意したものととする。
- (4) 提出先
〒067-8674 江別市高砂町6番地
江別市総務部庁舎建設推進室（庁舎耐震化担当）
- (5) その他注意事項
参加表明書等の提出後に辞退する場合は、令和6年8月22日（木）午後5時までに、理由を付した辞退届（別記様式第10号）を事務局まで提出すること。

8 参加表明書等に関する質問書の提出手続等

参加表明書等の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出す

ること。ただし、質問内容は、7(1)に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

(1) 提出書類

質問書（様式任意）による。

(2) 提出期限

令和6年7月29日（月）午後5時まで

(3) 提出方法

電子メールで提出すること。なお、件名を「江別市本庁舎建設基本設計業務に関する質問書」と明記すること。

(4) 提出先メールアドレス

chousha@city.ebetsu.lg.jp

(5) 質問に対する回答

質問及び回答は、質問者名を伏せ、令和6年8月6日（火）までに、市ホームページ上で回答する。ただし、質問内容が本プロポーザルの評価等に影響を及ぼすおそれがある場合は、回答できない旨をホームページ上で周知する。

なお、質問によって、本実施要領及び仕様書の内容に変更が生じた場合は、回答をもって周知したものとする。

9 第1次審査

(1) 事務局は、参加希望者から提出された参加表明書等について、参加表明書等の評価項目及び評価基準（別表第1）に基づき審査し、上位5者程度を技術提案者として選定する。

(2) 審査結果は、令和6年8月28日（水）までにすべての参加希望者へ通知する。

(3) 技術提案者とならなかった者は、その理由について、結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）以内に事務局まで書面（任意様式）を提出することで、説明を求めることができる。なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

10 技術提案書等の提出手続等

(1) 提出書類（各1部※イ及びウは10部（カラー版））

ア 技術提案書（別記様式第7号）

イ 業務の実施方針（別記様式第8-1号）

ウ テーマに対する技術提案書（別記様式第8-1号、第8-2号及び第8-3号）

エ 提案見積書（別記様式第9号）

オ ア～エまでの電子データ（CD-R又はDVD-R）

(2) 提出期限

令和6年9月27日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）により提出すること。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

とする。

(4) 提出先

〒067-8674 江別市高砂町6番地
江別市総務部庁舎建設推進室（庁舎耐震化担当）

(5) 技術提案書等の作成要領（別記様式第8-1号～第8-3号）

ア 業務の実施方針（別記様式第8-1号）

「業務への取組体制」、「設計チームの特徴」、「特に重視する設計上の配慮事項（テーマに記載する内容を除く。）」について簡潔に記載し提出すること。なお、技術提案者を特定することができる内容の記述（具体的な企業名等）は記載しないこと。

イ テーマに対する技術提案書（別記様式第8-1号～第8-3号）

基本計画を踏まえ、以下（ア）～（オ）のテーマについて提案すること。

また、（カ）のテーマについては、（ア）～（オ）以外に、本業務を遂行するに当たっての独自の提案とする。

なお、技術提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）は記載しないこと。

(ア) <テーマ1>

利便性の高い市民サービス機能を有する庁舎、誰もが利用しやすいバリアフリー・ユニバーサルデザインの庁舎など、「利用しやすく親しまれる庁舎」について提案すること。

(イ) <テーマ2>

防災拠点として様々な災害に対応できる機能を有する庁舎、防犯やセキュリティ機能を有する庁舎など、「安全・安心な庁舎」について提案すること。

(ウ) <テーマ3>

維持管理機能に優れた庁舎、環境に配慮し省エネルギー・環境負荷軽減機能を有する庁舎など、「環境に配慮した庁舎」について提案すること。

(エ) <テーマ4>

市内の情報や特産品が分かりやすく紹介できるコーナーの設置や店舗・テナントを導入し地域特産品の建材を使用する庁舎、市民活動にも活用可能な空間整備を行い、多目的に活用できるスペースを配置する庁舎など、「江別らしさをPRできる庁舎」について提案すること。

(オ) <テーマ5>

適正な執務機能を確保し使いやすく効率的に働ける庁舎、議員や職員が働きやすく市民に身近な議会となる庁舎など、「働きやすく効率的な庁舎」について提案すること。

(カ) <テーマ6>

上記テーマ以外に、本業務を遂行するに当たって独自の提案をすること。

ウ 提案見積書（別記様式第9号）

業務に係る合計経費見積金額と消費税相当額（10%）を提示すること。

なお、基本設計費（建物）、基本設計費（外構）、地質調査費がわかる見積金額の内訳書（任意書式）を添付すること。

(6) その他注意事項

- ア 本要領に基づく最優秀者選定のための審査に際して求めるのは、受託業務履行の具体的な方法及び取組のあり方についての提案であり、成果の一部の提出ではないことに留意すること。本要領において求める事項以外の内容を含む技術提案は、これを無効とする場合もある。
- イ 主要な文章における文字は読みやすい大きさ（11ポイント以上）とすること。ただし、図版等に係る部分の文字については、この限りでない。
- ウ 視覚的表現については、文書を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図等は使用できるが、設計内容が具体的に表現された設計図面や模型等を使用してはならない。（「建築設計業務委託の進め方（平成30年5月全国営繕主管課長会議）」P46～P54を参照）
- オ レイアウトや色彩の仕様は自由とする。
- カ 技術提案書等の提出後に辞退する場合は、令和6年9月30日（月）午後5時までに、理由を付した辞退届（別記様式第10号）を電子メールにより事務局まで提出すること。

1.1 技術提案書等に関する質問書の提出手続等

技術提案書等の作成について質問がある場合においては、次のとおり提出すること。ただし、質問内容は、技術提案書に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 提出書類

質問書（様式任意）による。

(2) 提出期限

令和6年9月6日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

電子メールで提出すること。なお、件名を「江別市本庁舎建設基本設計業務に関する質問書」と明記すること。

(4) 提出先メールアドレス

chousha@city.ebetsu.lg.jp

(5) 質問に対する回答

質問及び回答は、質問者名を伏せ、令和6年9月13日（金）までに、技術提案者に対してメールで回答する。また、質問内容が本プロポーザルの評価等に影響を及ぼすおそれがある場合は、回答できない旨もメールで周知する。

なお、質問によって、本実施要領及び特記仕様書（案）の内容に変更が生じた場合は、回答をもって周知したものとする。

1.2 第2次審査及び受託候補者等の決定

技術提案書等に係る第2次審査は次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア プレゼンテーションは、選定委員会委員に対して行う。

- イ プレゼンテーションは、技術提案者ごとに行い、持ち時間は35分（プレゼンテーション20分、ヒアリング15分）とする。
- ウ プレゼンテーションは、提出された技術提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこととし、追加資料の配付等は認めないものとする。ただし、ヒアリングの際に、詳細あるいは補足的に説明することは認める。
- エ プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは技術提案者が用意し自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間に含めない。
 - ※ プロジェクター及びスクリーンは江別市が用意する。
- オ プレゼンテーションの説明者（以下「説明者」とする。）は、管理技術者及び各主任技術者とし、4名以内とする。このほか、補助者（技術提案者に所属する者に限る。）1名を追加することができるが、補助者は発言できないこととする。
- カ 管理技術者は、説明者として必ず出席すること。
- キ 説明者及び補助者は、企業等を特定することができる服装及び言動（具体的な企業名や実績等）をしてはならない。
- ク 欠席をした場合は、技術提案書等の審査、評価及び選定から除外する。
- ケ 第2次審査の開始時刻等は、後日通知する。

(2) 実施日及び場所

ア 実施日

令和6年10月4日（金）

イ 場所

江別市高砂町6番地 江別市民会館 21号会議室（予定）

(3) 評価基準

選定委員会は、第2次審査を経て、技術提案書等の評価項目及び評価基準（別表第2）に基づき、技術提案書等について評価を行う。

(4) 最優秀者及び優秀者の選定

選定委員会は、第1次審査の評価点に0.2を乗じた数及び技術提案書等の評価点を合計し、選定委員9人の合計得点が高い順に最優秀者及び優秀者を選定する。この場合において、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、選定委員会の協議により順位を決定する。

(5) 受託候補者及び次点者の決定

受託候補者及び次点者の決定に当たっては、12(4)の結果について、江別市工事等競争入札参加資格審査委員会（平成10年市・水道部訓令第1号）に諮った上で、最優秀者を受託候補者、優秀者を次点者とする。

また、受託候補者とならなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）以内に、電子メールにより事務局まで書面（任意様式）を提出することで、その理由の説明を求めることができる。

(6) 結果の通知及び公表

受託候補者及び次点者を決定したときは、令和6年10月10日（木）までに技術提案者全員に対し、審査結果を通知するとともに、令和6年10月11日（金）まで

にその結果を公表する。

(7) その他

プレゼンテーションを延期する場合は、次のとおりとする。この場合、技術提案者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責を負わない。

ア 談合情報などの不正入札行為に準ずる行為があった場合又はその疑いがあると認められたとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、公正なプレゼンテーションが行えないと認められるとき。

1.3 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出書類が本実施要領等の提出方法及び示された条件に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 理事者、選定委員会委員又は事務局に助言を求めることや不正な接触を行った場合（8及び11による質問書の提出を除く。）
- (4) プレゼンテーション及びヒアリング時に、12（1）オ以外の者が出席した場合
- (5) その他実施要領等に違反するなど市長が不適格と認めた場合

1.4 設計等業務委託契約に関する基本事項

(1) 委託等名

江別市本庁舎建設基本設計業務委託

(2) 契約の締結

江別市契約に関する規則（昭和43年規則第1号）等の関係法令の規定に基づき、受託候補者と委託契約を締結する。

委託者は、受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を聴取し随意契約により契約を締結する。

また、受託候補者が次に掲げる事項に該当する場合は、次点者と協議を行い、協議が整った場合に、次点者と契約を締結することができる。

ア 交渉が不調に終わった場合

イ 地方自治法施行令第167条の4に規定される者に該当した場合

ウ 技術提案時の提案見積書の見積額を超過した場合又は当該見積額と比較し、見積額が著しく異なる等不誠実な行為があった場合

エ その他の理由により契約ができなかった場合

(3) 支払条件

ア 令和6年度：1回

令和7年度：1回

イ 各年度の予算見込額は次のとおりとし、支払額は予算の範囲内で別途定める。

令和6年度 25,064千円

令和7年度 58,483千円

ウ 令和6年度については、当該年度の支払額の3割を上限として前金払いを設定する。

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) 委託の概要

ア 技術提案書等に記載された内容、プレゼンテーション及びヒアリング審査の内容については、基本的に尊重するが、プロポーザルは設計適格者を審査するものであり、基本設計等は基本計画又は委託者の要求等に基づき進めていくことを前提とする。

イ 業務の内容は、委託者が定める契約書のほか、特記仕様書（案）に基づき、次の業務を予定している。なお、特記仕様書（案）の内容は、現時点において想定している業務内容等であり、今後において追加・変更となる場合がある。

なお、技術提案書（提案見積書を除く。）は、契約書の一部とする。

(ア) 基本設計（本庁舎とこれに付帯する施設、外構等）の作成

(イ) 建設敷地の地質調査

(ウ) 各種説明会、本庁舎建設専門会議及び庁内検討委員会等の資料作成

(エ) コスト縮減、省エネ化に関する検討書（ライフサイクルコスト及びライフサイクルCO₂の試算、縮減手法のシミュレーション等を予定）の作成

(オ) その他参考資料の作成

15 その他の事項

(1) 本プロポーザルの関連情報を入手するための照会窓口は、事務局とする。

(2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の作成及び提出並びに第2次審査の参加に関する費用は、技術提案者の負担とする。

(4) 提出書類は、返却しない。

(5) 最優秀者（受託候補者）の提出書類は、公表する。

(6) 提出書類は、技術提案者に無断で審査目的以外に使用しない。

(7) 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。

(8) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、技術提案者に帰属する。ただし、著作権及び使用権が第三者に帰属するものを無断使用しないこと。使用する場合は、あらかじめ権利関係を整理しておくこと。使用上の問題が発生しても、市は一切責任を負わない。

(9) 提出書類は、提出期限後の差替え、再提出及び追加を認めないこととする。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、市が承諾した場合は、この限りではない。

(10) 市は、技術提案者から提出された提案書等について、江別市情報公開条例（平成14年条例第7号）の規定による請求に基づき、公開することがある。

(11) 参加表明書等の提出以後に参加の辞退をしても、以後における不利益な扱いはしない。

- (12) 本プロポーザルについて、技術提案者が1者の場合であっても、選定委員会において技術提案書等の内容の審査を行い、選定の判断を行う。
- (13) 江別市新庁舎検討VR作成業務委託（令和6年度）は、公募型プロポーザルにて別途委託する予定である。

別表第1

参加表明書等の評価項目及び評価基準（第1次審査）

評価項目	評価事項		配点	
(1)事業者の評価	①業務実績	基本設計又は実施設計の実績数に応じて評価	20	20
(2)技術者の評価	②資格	配置技術者の保有資格に応じて評価	30	80
	③実績・立場	配置技術者の基本設計又は実施設計の実績及び立場に応じて評価	50	
合計			100	

別表第2

技術提案書等の評価項目及び評価基準（第2次審査）

評価項目		評価事項	配点
参加表明書等		第1次審査評価点 × 0.2	20
技術提案書等	(1) 業務の実 施方針	①業務への取組体制について	10
		②設計チームの特徴について	
		③特に重視する設計上の配慮事項について（テーマに記載する内容を除く。）	
	(2) テーマに 対する技 術提案	<テーマ1> 利便性の高い市民サービス機能を有する庁舎、誰もが利用しやすいバリアフリー・ユニバーサルデザインの庁舎など、「利用しやすく親しまれる庁舎」について提案すること。	60
		<テーマ2> 防災拠点として様々な災害に対応できる機能を有する庁舎、防犯やセキュリティ機能を有する庁舎など、「安全・安心な庁舎」について提案すること。	
		<テーマ3> 維持管理機能に優れた庁舎、環境に配慮し省エネルギー・環境負荷軽減機能を有する庁舎など、「環境に配慮した庁舎」について提案すること。	
		<テーマ4> 市内の情報や特産品が分かりやすく紹介できるコーナーの設置や店舗・テナントを導入し地域特産品の建材を使用する庁舎、市民活動にも活用可能な空間整備を行い多目的に活用できるスペースを配置する庁舎など、「江別らしさをPRできる庁舎」について提案すること。	
<テーマ5> 適正な執務機能を確保し使いやすく効率的に働ける庁舎、議員や職員が働きやすく市民に身近な議会となる庁舎など、「働きやすく効率的な庁舎」について提案すること。			
<テーマ6> 上記テーマ以外に、本業務を遂行するに当たって独自の提案をすること。			
(3) 業務の理 解度等	業務への取組意欲に加えて、業務内容、業務背景、手続の理解度を総合的に評価する。	5	
(4) 提案見積	評価点 = (最低提案見積金額 ÷ 提案見積金額) × 5	5	
合計			100